

別記様式（第2条関係）

会 議 録 （要 旨）

会 議 名	庁 議
開 催 日 時	平成 27 年 5 月 7 日（木）午前 10 時～午前 10 時 40 分
開 催 場 所	301 会議室
出席者及び 欠 席 者	出席者：市長、副市長、教育長、企画財務部長、企画財務部財政担当部長、総務部長、市民部長、協働推進部長、協働推進部環境担当部長、健康福祉部長、健康福祉部高齢・障害担当部長、健康福祉部子ども家庭担当部長、都市整備部長、都市整備部建設管理担当部長、教育部長、教育部学校教育担当部長、会計管理者 欠席者：議会事務局長
議 題	1 平成 27 年第 1 回市議会臨時会提出議案について 2 平成 27 年第 2 回市議会定例会提出議案について 3 その他
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	議題 1 について：一部修正の上、提案のとおり提出議案として決定する。 議題 2 について：一部修正の上、提案のとおり提出議案として決定する。 議題 3 について：第 1 回市議会臨時会は 5 月 15 日（金）、第 2 回市議会定例会は 6 月 11 日（木）が招集期日である。
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。)	議題 1 平成 27 年第 1 回市議会臨時会提出議案について (1) 専決処分の承認を求めることについて (市民部長説明) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、議会を招集する時間的余裕がなく専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。 概要については、地方税法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 2 号）が平成 27 年 3 月 31 日に公布され、その一部が平成 27 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、武蔵村山市税賦課徴収条例（昭和 26 年村山村条例第 10 号）等の一部を改正するものである。 内容として、1 つ目の市民税のうち、法人市民税については、均等割の税率適用区分である資本金等の額等の改正に伴う所要の規定の整備である。次に個人市民税については、住宅借入金等特別税額控除の適用期限が 1 年半延長されたこと等に伴う所要の規定の整備である。 2 つ目の固定資産税及び特別土地保有税については、土地に係る現行の負担調整措置等の仕組みが 3 年間延長されたことに伴う所要の規定の整備である。 3 つ目の軽自動車税のうち、1 点目は一定の環境性能を有する軽

自動車の4輪車等についてその燃費性能に応じ軽自動車税を軽減するグリーン化特例（軽課）の新設である。2点目は平成27年度以後に適用することとされている原動機付自転車及び2輪車等に係る税率を1年間延長するものである。

4つ目としては、その他所要の規定の整備を行うものである。

施行期日については、平成27年4月1日から施行する。ただし、平成27年度以後に適用することとされている原動機付自転車及び2輪車等に係る税率を1年間延長する改正規定は公布の日から、その他所要の規定の整備の一部については、平成28年1月1日から施行する。

（結 論）

提出議案として決定する。

(2) 専決処分の承認を求めることについて

（市民部長説明）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がなく専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

概要については、地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、その一部が平成27年4月1日から施行されることに伴い、武蔵村山市都市計画税条例（昭和39年村山町条例第32号）の一部を改正するものである。

内容として、1つ目は固定資産税の土地に係る現行の負担調整措置等の仕組みを3年間延長することに伴う改正である。

2つ目は固定資産税等の課税標準の特例の新設により項ずれが生じたことに伴う改正である。

施行期日については、平成27年4月1日から施行する。

（結 論）

提出議案として決定する。

(3) 専決処分の承認を求めることについて

（市民部長説明）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がなく専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

概要については、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成27年政令第161号）が平成27年3月31日に公布され、その一部が平成27年4月1日から施行されることに伴い、国民健康保険税

の減額措置に係る軽減判定所得の算定方法に変更が生じること等から、武蔵村山市国民健康保険税賦課徴収条例（昭和 34 年村山町条例第 20 号）等の一部を改正するものである。

施行期日については、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（結 論）

提出議案として決定する。

(4) 専決処分の承認を求めることについて

（環境担当部長説明）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、議会を招集する時間的余裕がなく専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

概要については、平成 27 年 2 月 4 日（水）午前 7 時 20 分頃、古紙抜取り防止パトロール中、残堀五丁目 20 番地先主要市道第 2 号線（江戸街道）を西に向いて交差点先で停車し、一般市道 D 第 8 号線へ右折しようとしていたところ、対向に停止中の右折車線の車両が後退し、道を譲ってくれたため、右折可能と判断し、前進したところ、西から直進してきた車両と接触する事故が発生したものである。

（質 疑）

○ 「道を譲ってくれたため」という情緒的表現は直した方がよいのではないか。事実として、「右折車線の車両が後退したため、右折可能と判断し」という表記の方がよいのではないか。

● 修正する。

（結 論）

一部修正の上、提出議案として決定する。

(5) 監査委員の選任について

（企画財務部長説明）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 196 条第 1 項の規定により、本案を提出する。

概要については、議会議員のうちから選任された監査委員が、平成 27 年 4 月 30 日付で任期満了となるので、後任の委員を選任するものである。監査委員の任期は、議決日から平成 31 年 4 月 30 日までである。選任する委員は 1 名である。なお、監査委員高山 晃一氏の任期満了によるものである。

（結 論）

提出議案として決定する。

議題 2 平成 27 年第 2 回市議会定例会提出議案について

(1) 武蔵村山市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例

(総務部長説明)

武蔵村山市地域災害医療コーディネーター（仮称）の報酬額を定める必要があるので、本案を提出する。

概要については、地域災害医療連携会議設置要領（平成 24 年 5 月 23 日付 24 福保医救第 353 号決定）に基づき、新たに武蔵村山市地域災害医療コーディネーター（仮称）を設置することから、当該職員の報酬額を規定するものである。なお、内容等については、現在、事業所管課（健康推進課）において精査中である。

(質 疑)

- 「武蔵村山市地域災害医療コーディネーター（仮称）」とあるが、「地域」を除いて「武蔵村山市災害医療コーディネーター」としたい。理由としては、東京都に「東京都災害医療コーディネーター」が設置されており、その下に 12 ある二次保健医療圏ごとに 1 名の「東京都地域災害医療コーディネーター」が配置されている。そして、区市町村の災害医療コーディネーターを、区市町村ごとに定める定数で置く形になるため、本市における災害医療コーディネーターについては、「武蔵村山市災害医療コーディネーター」という名称で条例に定めていく予定である。
- ここではあえて「仮称」と入っている。これから条例を策定するので、現時点で「地域」を削除する必要はないのではないか。
- 法律で名称が決まっているものではないのか。
- 決まっていない。東京都の要綱で定められている。
- 設置条例はいつ提案するのか。
- 武蔵村山市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例で報酬を定めて、コーディネーターを置くこと自体は、現在他自治体を調査中だが、ほぼ要綱の形で設置しているので、コーディネーターの設置については本市においても要綱を制定する予定である。その要綱中では、「武蔵村山市災害医療コーディネーター」という名称を用いる予定である。
- 当事案を議会に提出する際には、要綱を議資料として添付すべきである。要綱の施行日はいつなのか。
- 当条例と報酬額の補正予算を議会に提出して、可決された後

に医師会に推薦依頼をする。医師会の推薦があり次第、コーディネーターの認定をする。

- 要綱制定と当条例の一部改正はどちらが先なのか。
- 条例の一部改正は、要綱制定より前、又は同時に行うものなのではないか。
- 報酬制定後、要綱を定める予定でいた。
- 新設の要綱や規程で予算を伴うものについては、同時に議会に示さないと審議のしようがない。
- 6月議会に提出しないと間に合わないのか。
- なるべく早い時期にコーディネーターを選任した方がよいと考えている。
- いつからコーディネーターは始動するのか。
- 災害時にどのような医療・救護体制を作るのかを市に助言していただくのが主な仕事であるため、直ちに始動してもらうことは現時点では考えていない。
- まず要綱を整備して、報酬の一部改正条例は9月議会に提出するのでもよいのではないか。
- 東京都の二次保健医療圏ごとに災害医療をどうするのかという会議が設置されており、その席上で区市町村の災害医療コーディネーターを速やかに設置してほしいと常々東京都から言われている。よって、可能な限りコーディネーターを早めに設置したいと考えている。
- 立川市の要綱を見たが、7条程度のものであった。
- 東京都の設置要領は平成24年5月に決定されている。報酬について、当初予算で出せなかったのか。要綱をすぐ作成し、6月議会に議資料として出せばよい。条例は公布の日から施行するので、要綱も合わせて施行すればよい。
- 要綱のモデルはあるので、作成して6月議会の議資料として添付することは可能である。

(結 論)

一部修正の上、提出議案として決定する。

(2) 武蔵村山市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

(市民部長説明)

地方税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第2号)の施行に伴い、武蔵村山市税賦課徴収条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出する。

市民税については、都道府県又は市区町村に対する寄付金税額控除(ふるさと納税)のワンストップ特例制度を新設する。

固定資産税については、地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）にサービス付き高齢者向け住宅を追加する。

たばこ税については、旧 3 級品のたばこに係る特例税率を段階的に廃止する。

また、その他所要の規定整備を行うこととする。

施行期日については、公布の日から施行する。ただし、たばこ税の改正規定は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（結 論）

提出議案として決定する。

(3) 平成 27 年度武蔵村山市一般会計補正予算（第 2 号）

（財政担当部長説明）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。

（結 論）

提出議案として決定する。

(4) 平成 27 年度武蔵村山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

（市民部長説明）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。

（質 疑）

○ 補正予算の内容は何か。

● 基幹系システムの変更に伴う納税通知書の印刷費用等である。

（結 論）

提出議案として決定する。

(5) 平成 27 年度武蔵村山市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

（高齢・障害担当部長説明）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。

（質 疑）

○ 補正予算の内容は何か。

● 社会保障・税番号制度の施行に伴うシステム改修費用であ

る。

(結 論)

提出議案として決定する。

(6) 平成 27 年度武蔵村山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

(市民部長説明)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。

(質 疑)

- 補正予算の内容は何か。
- システム改修費用である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(7) 監査委員の選任について

(企画財務部長説明)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 196 条第 1 項の規定により、本案を提出する。

概要については、識見を有する者のうちから選任された監査委員が、平成 27 年 7 月 31 日付で任期満了となるので、後任の委員を選任するものである。監査委員の任期は、平成 27 年 8 月 1 日から平成 31 年 7 月 31 日までである。選任する委員は 1 名である。監査委員原田 友義氏の任期満了によるものである。

なお、本議案については、追加予定とする。

(結 論)

提出議案として決定する。

【追加予定】

(1) 消防ポンプ自動車の買入れについて

(総務部長説明)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年村山町条例第 1 号）第 2 条の規定により、議会の議決に付する必要があるので、本案を提出する。

概算額は、39,000 千円で、内訳は第一分団消防ポンプ自動車 19,000 千円及び第六分団水槽付消防ポンプ自動車 20,000 千円である。

納期限は平成 27 年 12 月 25 日である。

なお、本議案において、防衛補助の関係で、交付決定の日と関連することから、追加予定とさせていただきます。

(結 論)

提出議案として決定する。

【報告事項】

(1) 繰越明許費繰越計算書について

(財政担当部長説明)

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 146 条第 2 項の規定により、報告する。

概要は、平成 26 年度から平成 27 年度に繰り越した繰越明許費について、繰越計算書を調製し、これを議会に報告する。

件数は 17 件である。主に地域住民生活等緊急支援交付金関連である。

(結 論)

報告事項として決定する。

(2) 事故繰越し繰越計算書について

(財政担当部長説明)

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 150 条第 3 項の規定により、報告する。

概要は、平成 26 年度から平成 27 年度に繰り越した事故繰越しについて、繰越計算書を調製し、これを議会に報告する。

件数は 2 件である。

(結 論)

報告事項として決定する。

【提出事項】

(1) 武蔵村山市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について

(企画財務部長説明)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定により、提出する。

提出書類については、平成 26 事業年度武蔵村山市土地開発公社決算書及び平成 27 事業年度武蔵村山市土地開発公社予算書である。

(結 論)

提出事項として決定する。

	<p>議題3 その他</p> <p>(1) 第1回市議会臨時会及び第2回市議会定例会の招集期日について 第1回市議会臨時会は5月15日(金)、第2回市議会定例会は6月11日(木)である。</p>
--	---

<p>会議録の開示 ・非開示の別</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 開 示</p> <p><input type="checkbox"/> 一部開示 (根拠法令等 :)</p> <p><input type="checkbox"/> 非 開 示 (根拠法令等 :)</p>
--------------------------	---

<p>庶務担当課</p>	<p>企画財務部 企画政策課 (内線 : 374)</p>
--------------	-------------------------------

(日本工業規格A列4番)